

# 資 料 編

## DV等女性に対する暴力等の相談窓口について

施策の内容（事業）の担当課は、事業担当課を全て明記しています。

基本的課題「あらゆる暴力の根絶」施策の方向「②相談体制の充実及び関係機関との連携」の事業については、全庁的な取り組みが必要なため担当課が多課にわたっています。

DVに関する相談業務は、「子ども家庭課」が所管しています。

また、啓発業務は、企画政策課、子ども家庭課などで行っています。

子ども家庭課 Tel7150 - 6082

### 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めるため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しています。



### パープルリボン運動

パープルリボンは、平成6年にアメリカで始まった女性に対する暴力根絶運動のシンボルです。

今では、40ヵ国以上の国々に広がり、国際的なネットワークに発展し、多くの方々にパープルリボン運動が広がっています。

## その他の主務課について

- ・各種審議会に関すること・・・・・・・・行政改革推進課 Tel7150 - 6078
- ・自治会等地域活動に関すること・・・・・・コミュニティ課 Tel7150 - 6076

主 な 指 標

| 番号 | 基本目標              | 指 標 名                                              | H17年度                | H20年度                        | H26年度<br>(12月現在)             | 第3次目標値<br>H27～H31 | 備 考                                                                             |               |
|----|-------------------|----------------------------------------------------|----------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1  | Ⅰ 男女共同参画への意識づくり   | 男女が平等に扱われていると思う市民の割合                               | 27%(H16)             | 38.9%                        | 22.8%                        | 50.0%             | まちづくり達成度アンケート                                                                   |               |
| 2  |                   | 「男は仕事、女は家事育児」という固定的な見方をしている人の割合                    | 12.9%(H16)           | 16.4%                        | 13.5%                        | 12%以下             |                                                                                 |               |
| 3  | Ⅱ 男女共同参画への環境づくり   | 審議会等への女性の登用率                                       | 31.3%                | 27.1%                        | 33.2%                        | 40.0%             |                                                                                 |               |
| 4  |                   | 女性のいない審議会                                          | 21.1%                | 14.7%                        | 9.4%                         | 10%以下             |                                                                                 |               |
| 5  |                   | 家族経営協定締結数                                          | 0件                   | 2件                           | 0件                           | 5件                |                                                                                 |               |
| 6  |                   | 市女性職員の管理職への登用率                                     |                      | 9.5%                         | 9.7%                         | 年2%上昇             |                                                                                 |               |
| 7  | Ⅲ 男女がいきて暮らせる社会づくり | 保育所等の確保方策人数<br>(通常保育事業<br>(保育時間7時～18時))            | 17か所<br>定員<br>1,630人 | 16か所<br>十分園2<br>定員<br>2,640人 | 26か所<br>十分園3<br>定員<br>3,091人 | 5,666人            | 第3次目標値については、子どもをみんなで育む計画の目標値(H27～H31)<br><br>( )は、平成26年度までの次世代育成支援行動計画の指標名及び実績値 |               |
| 8  |                   | ショートステイ(宿泊・日帰り)、トワイライトステイの確保方策人数<br>(トワイライトステイ事業)  | 未実施                  | 1か所                          | 1か所                          | 730人              |                                                                                 |               |
|    |                   | (ショートステイ事業)                                        | 未実施                  | 1か所                          | 1か所                          |                   |                                                                                 |               |
| 9  |                   | ファミリーサポートセンターのサービス提供会員の確保方策人数<br>(ファミリーサポートセンター事業) | 1か所                  | 1か所                          | 1か所                          | 2,856人            |                                                                                 |               |
| 10 |                   | 延長保育の確保方策人数<br>(延長保育実施施設数)                         | 18時30分まで             |                              | 1か所                          | 0か所               |                                                                                 | 3,349人        |
|    |                   |                                                    | 19時まで                | 11か所                         | 15か所                         | 26か所              |                                                                                 |               |
|    |                   |                                                    | 20時以降                | 5か所                          | 5か所                          | 16か所              |                                                                                 |               |
|    |                   |                                                    | 21時以降                |                              | 4か所                          | 4か所               |                                                                                 |               |
|    |                   |                                                    | 22時以降                |                              | 3か所                          | 2か所               |                                                                                 |               |
| 11 |                   | 一時保育の確保方策人数<br>(一時保育実施施設数)                         | 6か所                  | 7か所                          | 11か所                         | 25,250人           |                                                                                 |               |
| 12 |                   | (産休明け保育実施施設数)                                      | 9か所                  | 9か所                          | 21か所                         | ——                |                                                                                 |               |
| 13 |                   | 病児・病後児保育の確保方策人数<br>(病後児保育実施施設数)                    | 2か所                  | 2か所                          | 2か所                          | 2,400人            |                                                                                 |               |
| 14 |                   | (夜間・休日保育実施施設数)                                     | 2か所                  | 2か所                          | 1か所                          | ——                |                                                                                 |               |
| 15 |                   | (認可保育所設置数)                                         | 17か所                 | 16か所                         | 26か所                         | ——                |                                                                                 |               |
| 16 |                   | 地域子育て支援センター設置数                                     | 8か所                  | 10か所                         | 14か所                         | 15か所              |                                                                                 |               |
| 17 |                   | 学童クラブの確保方策人数<br>(学童クラブ設置数)                         | 14か所                 | 15か所                         | 21か所                         | 2,425人            |                                                                                 |               |
| 18 |                   | デイケアセンター設置数                                        | 5か所                  | 6か所                          | 5か所                          | 5か所               |                                                                                 |               |
| 19 |                   | 短期入所生活介護定員数                                        | 82人                  | 124人                         | 180人                         | 177人              |                                                                                 |               |
| 20 |                   | 短期入所療養介護定員数                                        | 4か所16床               | 3か所11床                       | 2か所9床                        | 2か所9床             |                                                                                 |               |
| 21 |                   | 認知症対応型協同生活介護定員数                                    | 45人                  | 87人                          | 114人                         | 123人              |                                                                                 |               |
| 22 |                   | 介護老人福祉施設定員数                                        | 318人                 | 347人                         | 547人                         | 876人              |                                                                                 |               |
| 23 |                   | 介護老人保健施設定員数                                        | 240人                 | 252人                         | 252人                         | 252人              |                                                                                 |               |
| 24 |                   | ケアハウス定員数                                           | 100人                 | 100人                         | 100人                         | 100人              |                                                                                 |               |
| 25 |                   | 男性が家事参画を十分行っている割合                                  |                      |                              | 20.2%                        | 年3%上昇             |                                                                                 | まちづくり達成度アンケート |

※まちづくり達成度アンケートは、平成25年度の結果

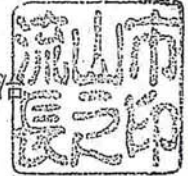
流 企 第 1 3 1 号

平成 2 5 年 7 月 3 1 日

流山市男女共同参画審議会

会 長 西山恵美子 様

流山市長 井崎 義治



流山市第 3 次男女共同参画プランの策定について（諮問）

本市では、平成 2 2 年 3 月に「流山市第 2 次男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会づくり事業の推進を図っています。

「流山市第 2 次男女共同参画プラン」は、平成 2 6 年度に計画が終了することから、これまでの実績と検証結果を踏まえて、本市における男女共同参画施策を総合的・体系的に推進すべく、平成 2 7 年度から平成 3 1 年度までの 5 か年計画で新しいプランの策定を目指しています。

このプランの策定に当たって、現行のプランの評価・総括について検証し、ご意見をいただくとともに、プランの基本目標・基本的課題・施策の方向についてご意見を賜りたく、標記のとおり諮問します。

平成 26 年 7 月 1 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市男女共同参画審議会  
会 長 西山 恵美子



### 流山市第 3 次男女共同参画プランについて（答申）

平成 25 年 7 月 31 日付け、流企第 131 号で諮問のあった流山市第 3 次男女共同参画プラン（案）について、当審議会は慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

#### 記

#### I 現行プランの評価・総括

##### 1 総論

流山市第 2 次男女共同参画プランは、平成 22 年度から 5 年間、男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な成果目標を定めて推進されています。個々の施策では、評価の基準を定めにくい事項もありますが、プラン全体としてはおおむね一定の成果があったといえます。今後は、庁内をはじめ関係機関や市民との更なる連携強化に努め、流山市としての独自性や先進性を持った取り組みを一層進めていただくことを求めます。

##### 2 各論（基本目標）

###### （1）基本目標Ⅰ「男女共同参画推進のための意識改革」について

男女共同参画に関する講演会、講座、研修会を実施し、学校においては男女平等教育の推進に努めているものの、固定的な性別役割分担意識はなお根強く、流山市が平成 25 年 12 月に実施した「まちづくり達成度アンケート」の結果では、「男性は仕事、女性は家事育児という分担にすることがよい」という回答が 13.5%あり、2次プランの指標「『男は仕事、女は家事育児』という固定的な見方をしている人の割合」は目標値 12%以下になっていません。引き続き意識改革施策の推進を求めます。

###### （2）基本目標Ⅱ「政策・方針決定過程への参画」について

各種審議会等への女性委員の登用率は 40%を目指していますが、未だ 32.1%で届いていません。公募枠の拡大及び広報等により女性委員の登用がより一層進むことを求めます。

また、地域活動においても女性の方針決定過程への参画の促進が重

要です。引き続き地域団体に女性役員の拡充など、人材育成の働きかけを求めます。

(3) 基本目標Ⅲ「家庭・地域・職場における男女共同参画」について

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくため、家事、育児、介護に関する意識啓発のための講座の開催や情報紙の発行については評価します。また、子育て支援では、保育所の低年齢児受入れ枠の拡大、延長保育の拡大、待機児童の解消に努められている点を評価します。しかし、ワーク・ライフ・バランスの意識の定着や雇用における機会の平等と公平な待遇の確保については、啓発活動を工夫し、より一層の推進を求めます。

(4) 基本目標Ⅳ「女性に対する暴力の根絶」について

DV 防止のための意識啓発の講座や研修会を開催するとともに関係機関との更なる連携の強化、相談事業の充実が必要です。

また、ストーカー被害者への住民基本台帳法に基づく支援措置、家庭児童相談、家庭内の悩み相談、育児相談等必要に応じて関係機関への連絡や要保護児童対策協議会での情報交換など適切な対応ができているので、引き続き適正な対応を求めます。

(5) 基本目標Ⅴ「生涯を通じた健康の促進」について

乳幼児から成人、高齢者に至るまでの健康の促進への支援、母子父子などに対する各種事業の実施、その他市民による地域での健康づくり支援など、健康に関する支援の充実が図られたことについて評価できます。引き続ききめ細かな対応を求めます。

(6) 基本目標Ⅵ「計画を着実に進める推進体制の充実」について

行政内部に市長を本部長に、副市長を副本部長とした「流山市男女共同参画推進本部」及び市長の附属機関として「男女共同参画審議会」の活用により、着実にプランの進行管理がされていますが、より一層市民・団体・事業者との連携を図り、協働して男女共同参画の推進に努めていただきたい。

なお、流山市においては男女共同参画社会のモデルとなるよう、女性職員の管理職への積極的登用のため、意識の醸成を図る施策の一層の推進を求めます。また、職員の育児・介護休暇についての周知は行われているものの、男性職員の取得率が大変低い状況にあることから、休暇取得の促進を求めます。

## Ⅱ 基本目標・基本的課題・施策の方向について

流山市第3次男女共同参画プランを推進するに当たって、特に以下の点を配慮の上、進められることを求めます。

### 1 基本理念について

男女共同参画の更なる推進のためには、市民にもっと男女共同参画社会を身近に感じて頂くことが重要です。そのため市民とともに目指すべき基本理念を掲げられたい。

基本理念では、女性も男性も性別にかかわらず、相手の人権を尊重し、個性や能力を十分発揮できる社会を目指されたい。

### 2 基本目標及び基本的課題について

- (1) 男女共同参画社会の実現を妨げている大きな要因として、性別に基づく固定的役割分担意識が根強く残っていることが挙げられます。この固定的な性別役割分担意識を克服するためより一層啓発活動に力を入れ、男女平等教育・学習の推進に努められたい。

また、暴力は人権侵害であることを強く認識し、DV等あらゆる暴力を許さない意識啓発を図られたい。

- (2) 女性の能力や視点を活かしていくことが求められる中で、政策・方針決定過程における女性の参画を促進し、これまで以上に積極的な女性の登用推進を図られたい。

また、地域や職場においても、女性が参画しやすい環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの意識の定着など、男女共同参画社会の実現に努められたい。

- (3) 子育て世代が増加している流山市においては、子どもを安心して産み育てられる環境の整備や、男性が育児にも参加するための支援の充実を図られたい。

また、高齢化が進む中で、介護などの責任を男女がともに担いながら、誰もが安心して暮らせる社会が求められています。一人ひとりが生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための環境整備にも努められたい。

- (4) 市職員の男女共同参画の意識を高めるとともに、市民や各機関等とより一層の連携を図り、目標値を定めプランを総合的かつ計画的に実施されたい。そのため庁内体制の一層の充実を図られたい。

### 3 施策の方向について

基本目標・基本的課題に則り、男女共同参画の視点に立った啓発活動、女性の参画推進などの施策の充実を図られるとともに、DV等あらゆる暴力を許さない暴力根絶と防止に向けた環境づくり、子育て・介護などへの支援、地域活動における男女共同参画及び高齢期を生きる男女への支援など新たな課題にも対応していくための施策を望みます。

以上、男女共同参画社会の実現に向けて、流山市が第3次プランを庁内はじめ関係機関や市民と一丸となって推進し、具体的な成果目標を達成することを期待します。

男女共同参画審議会委員名簿

(平成25年7月31日～平成27年7月30日)

| 委員の構成         | 所 属 等                     | 委 員 名  | 備 考 |
|---------------|---------------------------|--------|-----|
| 学識経験を<br>有する者 | 独立行政法人 国立女性<br>教育会館客員研究員  | 西山 恵美子 | 会 長 |
|               | 中央学院大学法学部長<br>法学部教授       | 大村 芳昭  | 副会長 |
| 団体を代表<br>する者  | 流山市立小中学校<br>校長会           | 田中 京子  |     |
|               | NPO法人<br>流山市国際交流協会        | 大塚 明美  |     |
|               | 流山市民生委員<br>児童委員協議会        | 染谷 博   |     |
|               | 流山商工会議所                   | 中村 晴子  |     |
|               | 連合千葉東葛地域協議会<br>野田・流山地区連絡会 | 横山 幸男  |     |
|               | とうかつ中央農業協同<br>組合 流山女性部    | 岡田 庸子  |     |
| 市民を代表<br>する者  |                           | 青木 八重子 |     |
|               |                           | 柏木 恵理  |     |
|               |                           | 萩原 晶子  |     |
|               |                           | 廣田 好美  |     |
|               |                           | 山田 安二  |     |

## 流山市男女共同参画推進本部設置要綱

### (目 的)

第1条 流山市における男女共同参画社会の形成をめざし、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、流山市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (2) 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関する施策の推進に必要な事項に関すること。

### (組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員を持って組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。

3 本部員は、流山市庁議等の設置及び運営に関する規則（平成15年流山市規則第36号）第4条に規定する庁議のメンバーをもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部は、必要に応じ本部員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (幹事会)

第6条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、各部局の課長相当職の職員をもって組織する。

3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置き、本部長が指名する。

4 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が事案に関係する幹事を招集し、幹事長が議長となる。

(幹事会の所掌事務)

第7条 幹事会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 男女共同参画に関する施策の調査研究及び企画に関すること。

(2) 本部が決定した事項の推進に関すること。

(3) 各部課間の連絡調整に関すること。

(研究会)

第8条 幹事会に研究会を置く。

2 研究会は、事案に関係する課の職員及び本部員が推薦する職員をもって組織する。

(研究会の所掌事務)

第9条 研究会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 男女共同参画に関する施策の原案策定に関すること。

(2) 男女共同参画に関する施策の情報収集に関すること。

(3) 各部課間の連絡調整に関すること。

(4) その他幹事会から要請を受けた事務事業の推進に関すること。

(事務局)

第10条 本部に関する事務を処理するため、総合政策部企画政策課内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長には総合政策部長をもって充てる。

事務局員は、総合政策部企画政策課職員をもって充てる。

(事務局の職務)

第11条 事務局長は、本部長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局員は、事務局長の命を受け、事務局の事務を処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 5 月 3 1 日から施行する。

平成26年度 男女共同参画推進本部  
本部員名簿

| No. |       | 職 名         | 氏 名   |
|-----|-------|-------------|-------|
| 1   | 本 部 長 | 市 長         | 井崎 義治 |
| 2   | 副本部長  | 副 市 長       | 石原 重雄 |
| 3   | 本 部 員 | 教 育 長       | 後田 博美 |
| 4   |       | 水道事業管理者     | 志村 誠彦 |
| 5   |       | 総合政策部長      | 山田 聡  |
| 6   |       | 総務部長        | 水代 富雄 |
| 7   |       | 財政部長        | 手嶋 敏和 |
| 8   |       | 市民生活部長      | 倉井 操  |
| 9   |       | 健康福祉部長      | 染谷 郁  |
| 10  |       | 子ども家庭部長     | 宮島 芳行 |
| 11  |       | 産業振興部長      | 福留 克志 |
| 12  |       | 環境部長        | 飯泉 貞雄 |
| 13  |       | 都市計画部長      | 亀山 和男 |
| 14  |       | 都市整備部長      | 齋藤 一男 |
| 15  |       | 土木部長        | 吉田 光宏 |
| 16  |       | 会計管理者       | 安蒜 秀一 |
| 17  |       | 議会事務局長      | 加茂 満  |
| 18  |       | 選挙管理委員会事務局長 | 藍川 政男 |
| 19  |       | 監査委員事務局長    | 亀山 隆弘 |
| 20  |       | 農業委員会事務局長   | 福留 克志 |
| 21  |       | 学校教育部長      | 鈴木 克巳 |
| 22  |       | 生涯学習部長      | 直井 英樹 |
| 23  |       | 消 防 長       | 久保 明  |

男女共同参画に関する年表

| 年                | 世 界                                                                       | 国                                                  | 千葉県                | 流山市              |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------|------------------|
| 1975年<br>(昭和50年) | 国際婦人年 (目標: 平等、<br>発展、平和)                                                  | 婦人問題企画推進本部設<br>置                                   |                    |                  |
| 1977年<br>(昭和52年) |                                                                           | 「国内行動計画」策定                                         |                    |                  |
| 1979年<br>(昭和54年) | 第34回国連総会で「女子<br>に対するあらゆる形態の<br>差別の撤廃に関する条約」<br>(女子差別撤廃条約)採択               |                                                    |                    |                  |
| 1980年<br>(昭和55年) |                                                                           | 「女子に対するあらゆる<br>形態の差別の撤廃に関す<br>る条約」(女子差別撤廃条<br>約)署名 |                    |                  |
| 1985年<br>(昭和60年) | 「国連婦人の十年」ナイロ<br>ビ世界会議「婦人の地位向<br>上のためのナイロビ将来<br>戦略」採択                      | 「女子差別撤廃条約」批准<br>「男女雇用機会均等法」制<br>定                  |                    |                  |
| 1990年<br>(平成2年)  | 国連経済社会理事会「婦人<br>の地位向上のためのナイ<br>ロビ将来戦略の実施に関<br>する第1回見直しと評価<br>に伴う勧告及び結論」採択 |                                                    |                    |                  |
| 1991年<br>(平成3年)  |                                                                           | 「新国内行動計画」第1次<br>改正<br>「育児休業法」成立                    |                    |                  |
| 1992年<br>(平成4年)  |                                                                           |                                                    |                    | 女性担当室設置          |
| 1994年<br>(平成6年)  |                                                                           | 男女共同参画室設置<br>男女共同参画審議会設置<br>男女共同参画推進本部発<br>足       |                    |                  |
| 1995年<br>(平成7年)  | 第4回世界女性会議で「行<br>動綱領」「北京宣言」が採<br>択                                         |                                                    |                    |                  |
| 1996年<br>(平成8年)  |                                                                           | 「男女共同参画 2000 年プ<br>ラン」策定                           | 「ちば新時代女性プラ<br>ン」策定 | 流山市女性施策懇話会<br>設置 |

| 年                | 世 界                          | 国                                                                   | 千葉県                                                                     | 流山市                   |
|------------------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1999年<br>(平成11年) |                              | 「男女共同参画社会基本法」公布・施行                                                  |                                                                         |                       |
| 2000年<br>(平成12年) | 国連特別総会「女性2000年会議」開催          | 「男女共同参画基本計画」閣議決定                                                    | 「千葉県女性施策推進懇話会」を「千葉県男女共同参画推進懇話会」に改称                                      | 「流山市男女共同参画プラン」(骨子案)作成 |
| 2001年<br>(平成13年) |                              | 男女共同参画局設置<br>男女共同参画会議設置<br>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行     | 「千葉県男女共同参画計画」策定                                                         |                       |
| 2002年<br>(平成14年) |                              |                                                                     |                                                                         | 「流山市男女共同参画プラン」策定      |
| 2005年<br>(平成17年) | 第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合開催 | 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定<br>「女性の再チャレンジ支援プラン」策定                         |                                                                         |                       |
| 2006年<br>(平成18年) |                              | 「改正男女雇用機会均等法」改正                                                     | 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定<br>「千葉県男女共同参画基本計画(第2次)」策定<br>ちば県民共生センター・東葛飾センター開設 | 「改正流山市男女共同参画プラン」策定    |
| 2007年<br>(平成19年) |                              | 「DV防止法」改正<br>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定<br>「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 |                                                                         |                       |
| 2008年<br>(平成20年) |                              | 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出                                                 |                                                                         |                       |
| 2009年<br>(平成21年) |                              | 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議                                                 | 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第2次)」策定                                              |                       |
| 2010年<br>(平成22年) | 第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催      | 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定                                                 |                                                                         | 「流山市第2次男女共同参画プラン」策定   |

| 年                | 世 界                                              | 国                       | 千葉県                        | 流山市 |
|------------------|--------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------|-----|
| 2011年<br>(平成23年) | 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」発足        |                         | 「第3次千葉県男女共同参画計画」策定         |     |
| 2012年<br>(平成24年) | 第56回国連婦人の地位委員会で「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択 | 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定 | 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第3次)」策定 |     |
| 2013年<br>(平成25年) |                                                  | 「DV防止法」改正               |                            |     |